

教育厚生委員会会議録

日時 令和6年3月5日（火） 開会時間 午前 10時00分
閉会時間 午後 2時59分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 白井 友基
副委員長 中村 正仁
委員 久保田松幸 宮本 秀憲 伊藤 毅 寺田 義彦
古屋 雅夫 菅野 幹子 志村 直毅

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

感染症対策統轄官 成島 春仁 感染症対策統轄官補 佐野 満
感染症対策監 大森 栄治 グリーン・ゾーン推進監 小川 敏幸

福祉保健部長 井上 弘之 福祉保健部次長 土屋 嘉仁
福祉保健部次長 植村 武彦 福祉保健総務課長 小澤 理恵
健康長寿推進課長 清野 浩 国保援護課長 知見 圭子
障害福祉課長 渡邊 文昭 医務課長 若月 衛 衛生薬務課長 藤巻 勤
健康増進課長 清水 康邦

子育て支援局長 斉藤 由美 子育て支援局次長 三井 博志
子育て政策課長 山本 英治 子ども福祉課長 篠原 孝男

議題

（付託案件）

- 第 4 号 山梨県行政機関等の設置に関する条例等中改正等の件
- 第 14 号 山梨県障害者幸住条例中改正の件
- 第 15 号 山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例中改正の件
- 第 16 号 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例及び山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例中改正の件
- 第 20 号 山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例廃止の件
- 第 41 号 地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画の認可の件
- 第 42 号 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等
中改正の件
- 第 43 号 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例等中改正の件
- 第 44 号 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等中改正の
件
- 第 45 号 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等
中改正の件

請願第5-4号 「保育士配置基準改善と大幅な賃金引き上げを求める意見書」の採択
を求めることについて

請願第5-12号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」提出を求めることについて

（調査依頼案件）

第 21 号 令和6年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの
第 24 号 令和6年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第 31 号 令和6年度山梨県国民健康保険特別会計予算

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第5-4号、請願第5-12号については、継続審査すべきものと決定した。また、調査依頼案件については、原案に賛成すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時から午後0時45分まで、途中休憩をはさみ、午後1時59分から午後2時59分まで感染症対策センター・福祉保健部・子育て支援局関係の審査を行った。

主な質疑等 感染症対策センター・福祉保健部・子育て支援局関係

※調査依頼案件

※第21号 令和6年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

質疑

（グローバル・アドバイザー・ボード開催費について）

中村副委員長 まず、感の2をお願いします。感染症対策費の感染症対策推進費、国内外の感染症専門家からなる会議を設置するという名目がありますが、メンバーの構成はどのような基準になっていますか。国外という記載がありますが、国外の専門家について教えていただければと思います。

大森感染症対策監 ただいまの質問にお答えします。

グローバル・アドバイザー・ボードのメンバーとして3名いらっしゃいます。まずお1人目が、日本医師会の常任理事であります釜菴敏先生、2人目が、コロンビア大学教授の辻守哉先生、3人目が、昭和大学医学部の二木芳人先生、3名でございます。

中村副委員長 詳しくは分かりませんが、名前を聞く限りではかなり有名な方だと思いますが、国外の方というのは、外国人ではないということですか。

大森感染症対策監 コロンビア大学の辻先生は、日本人の方でございます。

（手話言語理解促進事業費について）

中村副委員長 次に福の37をお願いします。福の37の6番。手話言語理解促進事業費のところ、懸垂幕の作成を今回すると出ていますが、9月23日の手話言語条

例のイベントの際に講演をしてくださった先生が、埼玉の先生だと思ったのですけれども、テレビの番組で手話通訳の方々が放映されているというお話がある中で、県の広報番組では手話通訳の方が御活躍されているのはよく存じ上げていますけれども、例えば民放で手話の番組を促進するという事は考えていらっしゃるのでしょうか。

渡邊障害福祉課長 お答えいたします。

本県では、知事の会見ですとか、そういったところには手話通訳を置いているところなんです。そこで、民放というお話もありましたけれども、昨年9月23日に手話言語の日ということで、YBSさんのほうで、ニュースに手話通訳を入れたというところがありますが、引き続きそういった手話のテレビでの放送ができるように、関係者に働きかけていきたいと思っています。

中村副委員長 予算の関係もあるかと思いますので、民放とかに働きかけをぜひ進めていただいて、手話言語条例がせっかく山梨県でできましたので、これまで以上に促進を図っていただければと思います。

（やまなし保育支援者派遣事業費補助金について）

続きまして、子の8をお願いします。18番のやまなし保育支援者派遣事業費補助金になりますけれども、保育士の処遇改善というところが継続審査になっておりますが、これにつきましては、今後、さらに促進を図っていくという考え方でよろしいでしょうか。

山本子育て政策課長 ただいまの質問にお答えします。

子の18番の新規、やまなし保育支援者派遣事業費補助金につきましては、各団体から保育士不足がある中で、一番欲しい部分については、保育士さんがお休みだとか長期の研修だとかいったときに、それを支えてくれる支援者の人員が欲しいということがありましたので、その支援者を雇用するために各機関にお願いすると思うのですが、その際に発生する手数料の分について補助するものでございます。これをとおして、保育士の働きやすい環境をつくっていくというところを目的としております。

以上でございます。

中村副委員長 ありがとうございます。継続審査のほうで出ていますので、ぜひこの辺も積極的に支援をよろしく願いいたします。

（やまなし社会的養育推進計画策定事業費について）

すみません、最後に、子の22をお願いします。6番のやまなし社会的養育推進計画策定事業費の中で、検討委員会の開催と出ているのですが、附属機関の設置に関わる運営要綱の第6条の中で、女性の運営委員を40%入れるようにというような努力義務があるかと思うのですが、これに対して、特に子育ての分野につきましては、やはり男性より女性の意見というのが非常に効果的ではないかと思うのですが、メンバー構成はどのような形になっているのでしょうか。

篠原子ども福祉課長 お答えいたします。

メンバーは、今のところ外部委員の方3名、内部委員の方3名の6名を想定しております。詳細なメンバーについては、また今後検討をさせていただきますので、御指摘の案件につきましても配慮しながら選定を進めていきたいと思

っております。

中村副委員長 女性の委員さんを探すのは非常に大変だということも理解はできるのですが、特にこういった分野ですので、女性の委員もぜひ積極的に選任していただければと思います。

（協定医療機関施設設備整備事業費補助金について）

伊藤委員 何点かよろしくお願いたします。まず、感の5ページの一番上の、協定医療機関施設設備整備事業費補助金になるのですが、来年度見直しの感染症の関係の部分だと思うのですが、この中で、防護具保管庫の助成はどのような想定なのか、もう少し具体的なことを教えてください。

大森感染症対策監 ただいまの質問にお答えします。

こちらに記載されている防護具保管庫ということですが、今回のコロナの感染の拡大時に、個人防護具、例えばマスクとかガウンとか、そういったものが足りない状況にありましたので、次の感染症危機に備えまして、そうしたものを日頃から備蓄していくということで、そういった防護具等の保管庫の設置に対して補助を出すものでございます。

伊藤委員 一応確認ですが、協定を結んでいただいた医療機関という限定でよろしいですか。

大森感染症対策監 おっしゃるとおり、協定締結した医療機関に対しての補助となります。

（やまなし地域支え合いコミュニティ再生推進事業費補助金について）

伊藤委員 福の6ページをお願いします。一番上のやまなし地域支え合いコミュニティ再生推進事業費の事業内容を詳しく教えてください。

小澤福祉保健総務課長 やまなし地域支え合いコミュニティ再生推進事業につきまして御説明いたします。

こちらのほうは、誰一人取り残さないというところを目的といたしまして、県社会福祉協議会のほうで、市町村の社会福祉協議会が行っているモデル事業に対して助成しているものでございまして、令和4年度から実施をしているものになります。

具体的に言いますと、地域支え合いということと防災ということを、今、2つのテーマで行っていくようになっておりますが、一つ、地域支え合いプロジェクト事業といたしましては、甲斐市の社協さんが子ども子育て世帯への支援ということを行っていたり、富士川町さんのほうで他機関との地域の見守り支援を行っていたりということが、それ以外にも、小菅村の社協さん、韮崎市の社協さん、山中湖の社協さんというところで、プロジェクトの取組を実施しております。

もう一つ、災害支え合いプロジェクトというものがございまして、災害福祉支援ということで、山梨DWA T、福祉支援を行う災害派遣福祉チームの運営を県社協のほうで行ったり、県と一体となって取組を行うということをしております。

伊藤委員 そうすると、福祉教育講座や講演会というのは、社協を対象にしたものということですか。

小澤福祉保健総務課長 具体的な実施主体といたしますと、県ということではなくて、県の社協さんや市町村の社協というところで、地域とともに一体となって取組を行っているということになっております。

伊藤委員 現実のところ、地域の自治会単位に落とし込んだときに、なかなかうまくいっていない事業で、ただ、今後の人生100年時代を見据えたときには、この事業はとても大切だと思いますので、何とか頑張っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

（人と動物の共生社会推進事業費について）

続きまして、福の70ページをお願いします。人と動物の共生社会推進事業の中で、前年度と変わったところをもう一度教えてください。

藤巻衛生薬務課長 （2）の不妊・去勢手術費の補助金につきまして、今年度につきましては、飼い猫も全て対象ということにしていたところですが、飼い猫の繁殖制限につきましては、飼い主の責務というところもございますので、来年度につきましては、飼い猫は基本は対象外ですが、多くの猫を飼うことによって周辺の生活環境に悪影響が生じるようなケースもございますので、そのような際に限っては対象とするところが一番大きな違いとなっております。

伊藤委員 1点確認ですが、不妊・去勢手術の補助金というのは、10分の10、県の事業になると思いますが、窓口は当然市町村になっていて、窓口対応や書類申請は、市町村ごとに違うのか、それとも共通なのか教えてください。

藤巻衛生薬務課長 事務の流れですが、これにつきましては、手術するのが動物病院というところですので、やり方としては幾つかあるとは思いますが、県から示しているのは、動物病院で手術をした金額を、飼い主さんが市町村の窓口、主には環境課が中心になると思っておりますが、そちらのほうに領収書を持って行って、後日振り込んでいただくというような、それが市町村での事務の流れになります。

市町村がそれを取りまとめて、県に一括して、年度を締めたところで申請をするということになっております。

（卵子凍結保存等助成事業費について）

伊藤委員 分かりました。次に、子の14ページをお願いします。

新しい事業の卵子凍結保存等助成事業費ですが、これはまさに委員会でも富山に研修に行った際に、女性のライフプランとキャリア形成や出産・妊娠という時期が重なったりするところが課題であるということが話に出て、それを何とか克服しようという事業だと思うのですが、まず事業の内容をもう少し詳しく教えてください。

山本子育て政策課長 事業の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、対象者は県内に居住しております、年齢を重ね妊娠が難しくなる可能性がある方を対象としております。また、課別説明書に記載のとおり、プレコンセプションケア研修会に参加した方としております。

補助対象は、現在保険適用外となっております卵子の採取、保存、活用に係る医療費でありまして、助成金額は補助率2分の1、上限額は県内の医療機関の場合は1回につき20万円、県外医療機関の場合は10万円を限度としております。助成回数は1人当たり2回までとしております。

また、助成を受ける方につきましては、事業に関する調査に協力していただくこととしておりました、回答は今後の事業執行の参考にすることとしております。

また、卵子凍結のついた生殖補助医療に関する費用につきましては、補助率2分の1、上限は12万5,000円であります。

伊藤委員 今の説明の中で、年齢を重ね妊娠が難しくなる可能性がある方が対象ということですが、それはどうやって認識するものですか。

山本子育て政策課長 企業や市町村に対しまして、自社等で行う健康診断を通して、将来の妊娠に備えた現在の健康状態を調べるプレコンセプションチェックの実施を促進いたします。そして、プレコンチェックを受けられる方の結果を専門機関で分析しまして、医師に確認してもらうことで、年齢を重ね妊娠が難しくなる可能性がある方を認識することとしております。

また、該当者につきましては、医師の助言を受けられる機会を提供していくこととしております。

伊藤委員 新聞の産婦人科の先生のコメントを見た中でも、やはりメリットもあればデメリットもあるという中で、その部分を理解した上でしっかりそれを選択してもらうというのが大切だと思うのですけれども、その辺の部分というのはどのような取組を考えていますか。

山本子育て政策課長 今、議員がおっしゃったように、メリット・デメリットをしっかりと把握して行っていただくということが最重要だと思っております。卵子凍結を希望される方につきましては、事前にメリット・デメリットを理解していくための機会を提供いたします。

方法は、eラーニングの学習を考えております。これにより学習される方は、時間や場所に制約されることなく、卵子凍結のメリット・デメリットを学ぶことができ、また何度でも反復で学習することができます。

さらに、eラーニングは本人が学習したいかどうか把握できるため、提供側の県としましても、大変有効な手段だと考えております。

伊藤委員 いずれにしましても、人口減少ということに対しては重要な取組と思っておりますが、なかなか女性のこういった理想のキャリア形成に関しては、難しい部分もあるかと思っておりますので、ぜひとも慎重な形で進めていただければと思います。

（感染症対策連携強化訓練事業費について）

寺田委員 3点質問させていただきます。まず、感の5ページ、感染症対策費、マル新の感染症対策連携強化訓練事業費についてお伺いします。

まず、こちらのほうは、恐らく今策定中の山梨県感染症予防計画、感染症対策ビジョンに基づいてというところだと思うのですが、まず、この事業策定の経緯をお聞かせいただければと思います。

大森感染症対策監 今回、この訓練の実施について予算計上しましたのは、新型コロナ以前においては県を交えた医療機関等との訓練等を行ってきませんでした。その結果、訓練を実施しなかったことで、コロナ対応において後手に回ったというところがございまして、今後、次の感染症危機に備えまして、平時のうちからこういった訓練を実施して対応を備えてまいりたいと考えております。

寺田委員 意図は確認できました。具体的にこの事業内容は、当然県を中心にというところですが、どのような関係機関とどのような形で訓練を行うのかお聞かせください。

大森感染症対策監 訓練の中身自体は、まだ具体的には決まっていないところですが、県、市町村、病院や診療所等、幅広くお声かけして、机上訓練という形で実施したいと考えております。

寺田委員 恐らく今まではこういったことがなく、初めての試みで非常に素晴らしいことだと思いますが、イメージでいうと防災訓練の感染症対策版のような形と思うのですが、これをやることによってどういった効果が期待されているのか。当然意識啓発というところもあると思うのですが、やはり1回だけではなくて、やったことで反省、課題が出て、また次にという想定はされているのでしょうか。

大森感染症対策監 今回、机上で一堂に会したところで開催するというので、例えば感染症が発生したということを想定に、行政機関、県市町村、医療機関がお互いに、どのように動くのかを確認するための訓練をしたいと思っております。これにより、それぞれの機関が持っている計画やマニュアルがしっかりと動くのか、そのようなことも検証してまいりたいと思っております。

あわせて、一堂に会することで、それぞれの立場でどのようなことをやっているのか、医療機関が今、何を欲しているのか、医療機関から見ると県が何を行っているのか、そのようなこともお互いに顔の見える関係で訓練を実施してまいりたいと考えています。

寺田委員 行く行くは、このような訓練を重ねることで、訓練自体を成熟させていただきたいと思っております。コロナ禍をぜひ無駄にせず、山梨県独自のグリーン・ゾーン登録制度も含めて、民間の方々も含めた、より幅広い訓練をしていただけたらと思っております。素晴らしい取組だと思っておりますので、御期待申し上げて、次の質問にまいります。

（災害時精神医療等体制整備事業費について）

続いて、福の79ページ、精神保健費のマル新の災害時精神医療等体制整備事業費についてお伺いします。

まず、この事業の内容を具体的にお聞かせください。

清水健康増進課長 こちらの事業は、2つの事業から成り立っております。まず1つ目の施設設備等整備費補助金に関しましては、厚生労働省から、全国に災害拠点精神科病院を整備するような方針が示されております。

本県においては、県立北病院を災害拠点精神科病院に指定をすべく、指定要件に必要な施設整備、備品整備に助成を行うものになります。

(2)の災害派遣精神医療チーム(DPAT)養成事業費に関しましては、現在、本県13チーム、DPAT整備をしております。本県で被災した場合、広域的あるいは長期的になるということも想定して、山梨DPATを拡充していく事業になっていきます。

寺田委員 まず、施設整備は災害拠点精神科病院である県立北病院の整備というところがありますが、これを具体的に整備することによって、災害時にどのような効

果が期待されて、また、精神疾患を持たれている方がどのようにケアされるのか、どのようにお考えですか。

清水健康増進課長 過去、大きな災害が発生しているわけですが、その中で精神障害を抱える方への医療提供、あるいは精神症状の安定化、こういったものを一般の病院で行うことが非常に困難であったと、そのような反省がございます。

その上で、本県に災害拠点精神科病院が指定されることで、災害時の精神障害者の方の医療提供、あるいは精神症状の安定化が図られるということになります。こちらは県内のほかの病院に入院されている方、通院されている方を受け入れるという意味で、県内全域に効果があるものになっております。

寺田委員 北病院だけではなくて、災害時においては、ほかの通常の病院の患者さんも災害時には受入れができる体制ということで、今の御説明が理解できました。その部分に関しては、常に精神疾患をお持ちの方々の対応だと思うのですが、やはり災害時は災害時特有の避難所ですとか、逆に災害時に精神疾患を患う方々、そういった方々も多くいらっしゃると思いますが、そこへの対応は、今回は含まれているのでしょうか。

清水健康増進課長 (2)の災害派遣精神医療チーム養成事業ですが、DPATチームを養成いたしました後には、県内各地に赴いて精神科医療を提供するというものになりますので、こちらも県内全域に効果が波及するものと考えております。

寺田委員 北病院のほうは受入れ側の整備、そしてDPATのほうは赴いて、出向いて診察、治療等されるということで理解しました。

このDPATに関しては現状がどれくらいで、今度この事業を養成していくことでどれくらいを目指していくのかということ、もし分かれば教えていただければと思います。

清水健康増進課長 本県のDPATは現在13チームございます。年2チームほどの養成を続け、最終的には20チームを目指しております。

寺田委員 大幅に拡張する、充実させていくということで、御期待申し上げます。DPATにつきましては、先般の能登半島地震においても派遣されているということで、県内だけではなくて県外の有事の際にも御活躍していただけるということで、御期待しておりますので、よろしく願いいたします。

(透析医療提供体制強化事業費補助金について)

最後に、福87ページ、地域医療対策費、マル新の透析医療提供体制強化事業費補助金についてお伺いします。まず、補助金についての内容を御説明お願いいたします。

清水健康増進課長 こちらの補助金につきましては、山梨県透析医会に助成をいたしまして、現状、透析医療機関が被災した場合には、電話により被災状況の確認であるとか、必要な物資、あるいは被災していない病院に関しましては、受入れ可能な患者数などの確認ということを行っております。

これは一つ一つ行っておりますので、非常に時間がかかるということで、被災した病院の患者さんを、代替となる医療機関と調整するのが、時間がかかるという問題がございました。この補助金によりまして、まず、受入れ体制の実態調査を実施するというので、各医療機関の最大の患者受入れ数、あるいは

各患者さんの安否確認の方法をどのようにやっているかという実態を把握いたします。

災害時透析情報共有システム、こちらを県内の透析医療機関に導入をいたしまして、平時から患者受入れ可能数を把握しておくとともに、災害時にはこちらのシステムを活用して、必要な物資や被災状況を入力していただきます。

一方、被災していない医療機関に関しては、何日に何人受け入れられるという情報を入力していただきます。そうしますと、システムの画面上で即座にマッチングができるということで、切れ目のない透析医療が図られるということになります。

寺田委員

透析患者の皆さんに対応できる病院も当然限られておりますし、休むわけにはいかない、常にどのような状況でもやっていかなければいけないという中で、システム導入を含め、非常に助かる事業だと思っております。

今、災害とおっしゃっていたのですけれども、先般の新型コロナウイルスの感染症の際に、私の元にも、透析患者の皆様、そして対応される病院から、御苦労されたというお話を伺っておりますけれども、やはり災害には感染症の感染拡大、そのようなものも含まれるという認識、そのような場合でも対応できるシステムという理解でよろしいでしょうか。

清水健康増進課長

そのとおりでございます。感染症によりクラスターが発生して受け入れられないであるとか、医療従事者が出勤できないということも想定されますので、このシステムによりマッチングすることで、代替の医療機関が調整できるというものになります。

寺田委員

ぜひ一刻も早くシステムを構築していただいて、また調査もあるということなので、しっかりと改善していただいて、一刻も早く患者さんがより使いやすく対応できるように、周知も併せて取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

（感染症対策推進費について）

古屋委員

まず、感の2であります。昨年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行したということで、感染症グループの予算も大幅に79億6,000万円余のお金が減額されているということで、ある意味では、お金だけで評価はしてはいけないのですが、落ち着いてよかったなと思っておりますし、日常生活もおかげさまで徐々に普通の生活に戻りつつあるのですが、そうは言っても、なかなかこの感染症は安心しているわけにはいかないだろうと認識をしています。

また、昨年12月でも私は代表質問で、新型コロナを含めたウイルス関連の関係について質問いたしましたけれども、感染症の流行が大小はあるのですけれども繰り返されているという現状を踏まえると、やはり感染症への備えというのは、しっかり意識を持ってやっていくことが大変大事だと思っております。

そうした中で、県は感染症予防計画を改定することとして、現在、私の記憶で言うと3月1日から15日までパブコメをやっておられると思いますので、それに関して、感の2の下段から感の3の関連予算について質問をさせていただきたいと思っております。

第1点は、この計画は感染症法に基づき感染症対策の方向性や在り方などを定めるものと承知しているのですが、まず、改定後の基本的なこの計画の考え方についてお伺いしたいと思います。

大森感染症対策監 新たな計画は、3年以上にわたった新型コロナ対応の経験を、今後の感染症対策にしっかりと生かしていくことを念頭に、大幅に内容を見直すことといたしました。

その上で、今後未知なる感染症が発生したとしても、県民の生命と健康を守りつつ社会経済活動が維持できるよう、新たに基本理念として、感染症に強靱な社会の実現を掲げました。新型コロナの対応の課題も踏まえる中で、感染対策の連携強化とか、専門人材の養成、医療提供体制の強化など10の戦略を設置いたしまして、それぞれに目標を立て、感染症に強靱な社会の実現に向けて取組を進めることとしております。

古屋委員

新型コロナ感染症は、3年以上にわたって県民の生命、健康を脅かしてきましたが、この多大な影響を踏まえて、その経験、特にこの過程の中では、関係機関との連携不足や保健所との関係など様々な課題があったと思いますが、このことを踏まえて、これからの有事に備えた具体的な計画のポイントについてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

大森感染症対策監 新型コロナの対応におきましては、感染拡大に伴いまして、病床や発熱外来などの医療提供体制を順次増強していきましたが、体制の確保や調整に時間を要することもございました。

このため、新たな計画におきましては、未知の感染症が発生した場合であっても迅速かつ確に対応できるよう、病床の確保とか発熱外来、自宅療養者等に対する医療の提供などを、平時のうちから医療機関と協定を締結することで、前もって必要な体制を確保していることが、今回の計画の大きなポイントとなります。

そのほか、衛生物資が不足したことの反省を踏まえまして、感染拡大時に必要なマスクやガウン等の衛生物資を迅速かつ安定的に供給する備蓄体制の構築や、関係機関が合同で実施する訓練などに取り組むこととしております。

古屋委員

もう1つは、これまで3年間議会の中で議論されてきたのは、専門人材の育成というのが大きな課題だったと思っております。これについて、専門人材の養成を含めて、県は今、この計画の中でどのように考えていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

大森感染症対策監 委員御指摘のとおり、コロナ対応におきましては、専門人材の不足が1つの大きな課題でもございました。このため、新たな計画におきましては、感染症専門人材の養成、資質の向上を戦略の一つと掲げまして、積極的に取組を進めていくこととしております。

具体的には、山梨大学や県立中央病院と連携しまして、感染症専門医を計画的に養成すること。あと、県立大学に感染管理認定看護師教育課程を設けまして、感染管理認定看護師を計画的に養成することとしております。

それに加えて、医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師を対象に、感染管理に関する講義や実地訓練を実施することにより、施設等で感染症が発生した場合、クラスターが起きた場合に対応できる即戦力を養成することとしております。

古屋委員

最後に、やはりこうした計画を含めたビジョンを示し、感染症対策に取り組んでいくことは大いに県民も期待しております。これをただ絵に描いた餅ではなくて、しっかり実行していくためにはどうしていくかというのが、最後の決め手になると思いますので、この実行性を確保していくことについてどのよ

うな取組をしていくのか、お伺いしたいと思います。

大森感染症対策監 まず、計画の実行性を担保するため、目標に至る進捗を管理するために、メルクマール、中間指標を取組ごとに設定したところでございます。

また、来年度、県・関係機関等が合同で訓練を実施し、その取組が実行性を伴っているのか確認していくこととしております。

さらに、県、保健所設置市であります甲府市、医療機関、その他関係機関で構成する感染症対策連携協議会におきまして、計画に基づく取組状況を毎年報告し、目標の進捗状況について確認を行い、PDCAサイクルに基づき検証及び改善を行うこととしております。

古屋委員

いずれにしましても、一度感染症が発生すると、甚大な被害にもなりますし、社会にも大きな影響を及ぼすということは、御案内のとおりでございます。常に平時から備えをしていくということが極めて重要だと認識しております。

また、先ほども答弁いただきましたけれども、人材育成、これも簡単に一朝一夕でできるものだと思っておりますが、ぜひこの辺についても、今までの総括といいますか、反省を踏まえて、県民の期待に応えられるような計画、実践をしていただきたいと思います。

（手話言語理解促進事業費について）

次に、福の37ページの6、手話言語理解促進事業費についてお伺いしたいと思います。

山梨県は、昨年、手話言語条例の制定後初めて、やまなし手話言語の日である昨年9月23日に、記念フォーラムを開催し、あるいは講演、手話クイズ、手話落語など、多彩な催し物を実施したと私は承知しております。

特に聴覚障害のある方もない方も大勢の県民が来場されたと同っておりますが、手話に対する理解というのは、幾つかのそういったイベントなどを通じて深められたと思っております。

その他、手話言語の日前後に県や各市町村庁舎において、のぼり旗を掲出するとか、あるいはモニュメント、ブルーライトのアップなども行ったと承知しておりますが、今日も傍聴席に聴覚障害者の団体の方々も見えておりますが、このような取組を今後もぜひしていただきたいと思いますという、そんな御希望も頂いているところでございます。

そこで、来年度のやまなし手話言語の日にはどのような取組を行うのか、まずお伺いしたいと思います。

渡邊障害福祉課長 やまなし手話言語の日のことを多くの方に知っていただき、手話への理解を県民全体に広げていくことが重要であります。このため、来年度は手話言語の日を中心に、のぼり旗やブルーライトアップに加えまして、県内2か所での懸垂幕の掲出や、甲府駅ビルのデジタルサイネージでの情報発信、また、映画館における幕間広告など、さまざまな媒体を活用して啓発を行ってまいります。

またその際には、聴覚障害者団体の方や市町村と緊密に連携をして、お互いの取組ですとかイベントなどへの協力によって、啓発活動を効果的に実施してまいりたいと考えております。

古屋委員

次に、今議会の中の本会議一般質問の中で、知事は手話で会話できるタレントによる参加型の啓発イベントをしていきたいと、このような御答弁をなさっていたと記憶しているのですが、具体的にこの開催時期や内容についてお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

渡邊障害福祉課長 まず開催時期につきましては、本年8月上旬の多くの県民が大型商業施設を訪れる休日を予定しております。

内容につきましては、手話で会話ができるタレント、そういったタレントさんは所属事務所内で手話部といったものを結成し、活動をしているようですが、こうした方を進行役に起用しまして、会場の方々との掛け合いで手話を実際にやってみて、手話に慣れ親しんでいただけるようなイベントにしたいと考えております。

また、本年度の条例施行記念フォーラムにおきましては、聴覚障害者団体の方には手話クイズという形で、来場者の手話に対する意味を深める催しを行っていただきましたので、来年度のこのイベントにおいても御参加、御協力をお願いしたいと思っております。

（聴覚障害者情報センター運営事業費について）

古屋委員

最後に、手話言語条例では、県は手話言語に対する県民の理解の促進を図るとともに、手話通訳者の確保、養成を行うと記載されていますが、手話通訳者の養成・派遣事業については、このページの3、聴覚障害者情報センター運営事業として実施すると承知をしています。本県の手話通訳者の数と、その確保に向けた養成講座の実施状況について伺いたしたいと思います。

渡邊障害福祉課長 まず、手話通訳者数につきましては、県の手話通訳者派遣事業に従事していただくため、本年度県から委嘱している方は県内56名であります。先日、本年度の手話通訳者認定試験の合格発表がありまして、5名の方が本県から受験をして、うち2名の方が合格されましたので、新たに2名の方が来年度は加わっていただけるかと思っております。

また、養成講座については、厚生労働省のカリキュラムに従いまして、基本課程、応用課程、実践課程の3つの段階の実施に加えまして、県独自にこれら3つの課程の前に入門課程を、また、3つの課程・実践課程の最後に認定試験対策講座を実施しております。

本年度、これらの講座の受講者は、最初の入門課程が20名、基本課程が9名、応用課程、実践課程、認定試験対策講座の3部門については、それぞれが6名の方が受講したという状況でございました。

古屋委員

ぜひ、こういった事業を積極的に取り入れていただいて、だんだん高齢化になってきますから、私が承知しているところでは、手話通訳者数というのは多分100名ぐらいいるのではないかと思いますので、そういった意味では、次の新しい通訳者をどんどん育成していく、これをぜひやっていただきたいと思っております。

結びに、高齢化に伴って、通院や入院の際の手続など、手話通訳者の派遣を依頼するケースが今後も増えてくるのではないかと思います。県民の手話に対する理解を一層促進するとともに、手話通訳者の確保、意思疎通、支援をしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

（女性相談支援センター費について）

次に、令和6年度当初予算の課別説明書の子の21ページ、女性相談支援センター費について伺います。

女性が直面する困難な問題、離婚やら、DVやら、家庭関係の破綻から生じる経済的、身体的な問題、また賃金格差から生じる貧困、特に母子世帯は経済的に相当厳しい状況にあると認識していますが、さらに性暴力やセクシャルハ

ラスメントに苦しむ女性もおり、ストレスから精神的な健康問題を抱える女性もいると承知をしております。

また最近では、家庭に居場所のない若年女性が都会の繁華街に集まり、性犯罪や暴力に巻き込まれるケースが報道されるなど、大変憂慮すべき事態だと思っております。

県では、この複雑な多岐にわたる女性への支援のため、やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画を今年度中に作成するというふうに承知しています。課別説明書にある女性相談支援センター費は、この計画を踏まえたものと思っておりますが、この関係について何点かお伺いしたいと思います。

まず第1点は、1の相談員の人件費が計上されていますが、女性相談支援センターの女性相談支援員による支援をはじめとした支援者の役割が、これは大変重要だと思っておりますが、県では支援に携わる方の確保や専門性を高めるために、どのような取組をしていくのか、まずはお伺いしたいと思います。

篠原子ども福祉課長 まず、女性相談支援員の確保につきましては、多くの市町村等で女性相談支援員を配置されるよう、市町村への助言や情報提供を行い、支援員の確保をサポートしてまいります。

また、支援員の専門性を高めるために研修会や勉強会を開催しますが、支援員が参加しやすいよう、開催回数を増やすこととしております。

古屋委員 ぜひそういったきめ細かな体制をより一層していただきたいと思っております。

次に、困難な問題を抱える女性への自立支援推進事業費の（1）の相談体制強化事業費の説明の中で、女性相談支援センターにおける相談体制を強化とありますが、具体的にどのような内容か、まずはお伺いしたいと思います。

篠原子ども福祉課長 新たに設置されます女性相談支援センターは、緊急時における安全確保や一時保護に加え、本人の立場に立った相談や自立に向けた情報提供及び援助を行っております。

また、若年女性でも気軽に相談できるよう、新たにSNS相談窓口を設置し、早期発見と早い段階での支援につなげてまいります。

古屋委員 最後に、よりきめ細かな支援を行うため、（2）の自立支援体制強化事業費や（3）の補助金などにより、民間団体や関係機関との連携、協働していくことと思われませんが、具体的な取組内容について、どのようなお考えを持って行うのか、お聞きします。

篠原子ども福祉課長 県では、関係者間で顔の見える関係を構築するとともに、ネットワーク化を図るため、実務者レベルでの支援調整会議を、年間を通じて定期的に開催し、随時情報や課題を共有する中で、本県の実情に合った効果的な支援を研究し、推進していくこととしております。

また、民間女性団体の新規立ち上げや、活動の拡充等を支援し、柔軟で多様な支援を行う民間団体を育成するとともに、連携、協働した取組を行ってまいります。

古屋委員 民間団体との連携や協働は非常に重要だと思っておりますが、県が委託する、あるいは補助金を交付するような場合には、その団体の適格化や組織体制などについて十分検討の上、慎重に事業を進めていただくようお願いをしたいと思います。立場が弱い方々が相談して支援を求めるわけでありますから、支援していただいた方が後々、恩を着せさせるような、言葉が良いか悪いか分

かりませんが、そういったことがあってはならないと思いますから、十分配慮しながら、連携、協働事業を進めていただきたいと思います。

いずれにしる、女性が自らの意思に基づいて安心した生活を送り、性別に関係なく活躍できる社会のために、県として役割をしっかりと果たしていただくようお願いを申し上げます、私の質問を終わります。

以上です。

志村委員

まず先に、子の21の、困難女性の関係で、今、古屋委員からもありましたけども、私がお聞きしたいのは、SNS相談ということで相談体制を強化するとなっていますけれども、具体的にどのようなイメージでやられるのか、内容についての説明をお願いします。

篠原子ども福祉課長

SNS相談につきましては、実施主体は女性相談支援センターになりますが、業務自体は民間に委託して事業を実施する予定でございます。

志村委員

民間に委託というイメージは何となく想像がつくのですけれども、具体的にSNSを通じて相談が来た場合のその先の対応というのはどのようになるのか。

篠原子ども福祉課長

SNS相談自体は民間に委託しますが、その内容に応じて女性相談支援センターの相談員につなげていただき、そこからまた必要な支援につなげていくような形をとろうと思っています。

志村委員

直接相談に行くというよりは、敷居を下げてSNSでというイメージでも捉えられるのですけれども、今の御説明だと間にワンクッション入るということだから、直接相談員さんのところに相談に行くわけではなくて、タイムラグが生じたりとか、あるいは、その民間事業者さんがその相談者本人とやり取りをするという時間と、そこからまたセンターにつなぐということで、この間の時間的なロスではないのですけれども、段階を踏むことになるのは、他の分野でもSNSの相談があると思うのですけれども、これに関して今まで、例えばDVの相談というのは女相とびゅあでやっていて、7割ぐらいが女性相談所に来ていると思いますが、敷居が下がることによって、また相談ケースが増える可能性もあって、それを今度は時間内にさばけるのかということも出てくると思うのですけれども、やりながら考えていくことかもしれないのですけれども、その辺の御検討は計画づくりの中でもされて、こういった形になっているのかどうかをお願いします。

篠原子ども福祉課長

委託業者と相談支援センターの連携は当然ながら密に取りながら、入ってきた情報については、速やかに情報が伝わるような体制をとっていきたいと思っておりますので、相談対応に落ちのないようにしていきたいと思っております。

志村委員

とにかくそのアンケート調査が計画案の中にも紹介されていて、どこに相談していいのかというような、相談できる相手がいないというのが非常に多い中で、相談の間口を広げるということは非常に重要だと思います。

そういった中で、女性相談支援員の人数を令和10年度末に4倍増、40人ということですから、今の人数から倍増というかそのさらに倍ということになりますけれども、具体的に今後どのような形で市町村にも計画の策定をお願いする中で、相談支援員をどのように増員していくイメージでいるのでしょうか。

篠原子ども福祉課長 県の計画につきましては、法律の中で計画をつくると決められており、市町村についてはまだ努力義務という形になりますが、県の計画を推進していくに当たりましては、やはり市町村でもそれぞれの市町村計画をつくっていただいて、女性支援の業務に携わっていただくところを想定しておりますので、県に今までの相談員さんの数に加えて、各市町村で最低1人は相談員さんを置いていただきたいということで、KPIを定めさせていただいている状況でございます。

志村委員 承知しました。それから、これはDVの計画案のほうで、子ども福祉課さんのほうでも、これに関わる、重複する内容でもあるかと思うので出してくださいけれども、相談支援センターに今度は、ホームページの多言語化や、通訳を確保していくということがありますけれども、これについては具体的にどのように進めていくのでしょうか。

篠原子ども福祉課長 多言語化につきましては、まだ具体的な検討がされていない状況ですので、今後検討させていただきたいと思っております。

志村委員 相談者が必ずしも日本語を使う方ばかりじゃないということなので、特に外国人の住民の方が増えてくると、場合によってはそういうことへの対応も必要になると。あるいは県外から山梨にということも想定されるということになるので、そうすると、当然常駐しているスタッフの方だけではなくなかなか難しい面も出てくるので、外注というか、それなりにたけた事業者の方に、あるいは協力者の方をお願いをすることになると思いますが、もう一つ、子供を抱えて、例えば一時保護の対象になるような方もいて、そこに学習支援員を配置ということもありますけれども、これは、今はそういうものはなくて、今後やりますということなのでしょうか。

篠原子ども福祉課長 現在も学習支援という形で、職員が対応するような形をとっております。

志村委員 職員の方ができる範囲内でやられることができると思うのですが、なかなか恒常的に置いておける方でもないかなと思うので、本当に民間の方も含めて、様々な協力体制をしっかりと組んでいくということが大事なのかなと思っています。

ここにもありますけれども、民間団体へのアドバイザー派遣というようなことのほかに、少し前に報道でも出ましたけれども、シェルターを設置すると出ていました。このシェルターというのは、当然県でというよりは民間の事業者さんがシェルターを設置する。場合によってはその必要な費用を、これで設備設置者に助成するというのも含めて、対応ができるようにということなのかなと思いますけれども、シェルターを民間に設置するというのは、数がどのぐらいで、それで大体どのようなお問い合わせをしたらという想定をしているのか。あるいは手を挙げていただいて、自らシェルターを設置しますというところをサポートしていくのか。どのようなイメージなのか、もう少し詳しくお願いします。

篠原子ども福祉課長 自立支援シェルターというのは、一時保護の後、継続して生活上支援が必要な女性に対しまして、民間団体による一時的な居場所において、被害者等の個々の課題に応じた生活相談や行政機関への同行支援、あとは就職支援等を実施していく予定であります。

想定としては、まだ幾つという形では想定しておりません。今、活動されて

いる民間団体の中で、こちらで想定される事業を委託できるようなところがありましたら、お願いをさせていただき予定しております。

志村委員

あと1点お聞きしますが、この間のいのちのセーフティフォーラムのときにも話題で出ましたけれども、県の女性相談支援センターになる施設が、携帯・スマートフォンの持ち込みについて制限をしていることもあり、それなら他にというか、それならやめますということもあるよというところを何とか改善しないと、ということがありました。ぜひ今後、何らかの状況からそこを求めて避難してくるというか、保護する必要がある状態に来る女性の方々がスマートフォンまでなくなると、必要な連絡が取れなくなるということを非常に心配されているので、その改善はぜひ図っていただきたいなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

篠原子ども福祉課長 保護を求めて来られる方についてはどうしても行動の制限というのが入りますので、携帯の使用についても制限がありますが、今後は自立支援も含めて支援をしていくというような形になりますので、その辺の取扱いについても現状を見ながら改善をしていきたいと思っております。

志村委員

とにかく、法の施行に伴って新年度から取組がさらに強化されていくことを期待していますし、次年度にはまだすぐにはなかなか難しいのかもしれませんが、女性相談支援センターの機能強化、スタッフの増強ということも視野に入れて、しっかりと取組を進めていただけるようお願いをしたいと思います。

（葬祭費負担金について）

あと、福の69ページになりますけれども、確認をしたいのですが、衛生薬務課のほうで葬祭費の負担金というものを、県が最終的にしなければならないことがあるかと思うのですが、42万4,000円で、これは想定しているのは何件ですか。分かりますか。

藤巻衛生薬務課長 葬祭費の負担金、これは行旅死亡人のものですけれども、予算額42万4,000円ということで、たしか2人だったような気がするのですが、この辺について確認をいたしまして、また後ほどお答えさせていただきたいと思えます。すみません。

志村委員

承知しました。そこまで行旅死亡人はいないと思うのですが、ただ、市のときにもそうだったのですけれども、実際にその方を火葬しなければならないとなったときに、もちろん役所の職員が火葬できるわけではないので、業者さんをお願いをしなければならないと。お願いをした上で火葬場に運んで、お骨にするという作業をするのですけれども、これは非常に件数が少ないのですけれども、状況として変わっていない。他に方法がないということで、その葬祭事業者さんが最終的に頑張ってくださいできているというところで、件数自体の見積りは、もしかしたら2人ということなのかもしれないのですが、実際に各市町村でそのような状況が発生したときに、市町村のほうでもできるだけ詰めて、要するにコストをかけないでやってくれということになっていて、事業者さんのほうで非常に苦勞されているというお話を聞いています。

これはもちろん、新年度、行旅死亡人の方がどのくらい出て、それに対して市町村の対応に県が最終的に費用を負担するという件数が、どれくらい出てくるか分かりませんが、その状況を見ながら、市町村を通じて業者さん等の状況もよく聞いていただいて、必要な対応をしていただきたいなとお伝えを

したいわけですが、いかがでしょうか。

藤巻衛生薬務課長 まず、先ほどの想定の数ですけれども、今確認いたしました2名ということになっております。

また、様々な葬祭に関する事務はかなり煩雑といいますか、いろいろなことをしなければならぬというのでも承知しておりますので、このようなケースがありましたら、市町村の担当者とはよく話をしながら、なるべく市町村のほうにも負担がかからないような形で進めていただければと思っております。

（人と動物の共生社会推進事業費について）

志村委員

あともう一点だけ、次の福の70ページで、先ほども猫の不妊・去勢手術の関係が出ましたけれども、令和6年度は飼い猫を対象としないということで、少し予算額も抑えられているんだと改めて思いましたけれども、ここで確認ですが、例えばボランティアさんとか地域猫活動をしている方々が、家で、ケージなどで飼育をされていると、飼い猫の扱いになるかどうかと思うのですが、そのような場合や、あとはあまり好ましくないですが、多頭飼育になっているような状況の方、こういった方々はどのような扱いになるのでしょうか。

藤巻衛生薬務課長 今、ボランティアさんがということでしたけれども、自分で飼っているかどうかということ、占有権を持つか持たないかということもございまして、ボランティアさんはあくまでも、一時飼育したものを次の方に飼ってもらおうということ、そこで保管をしているという考え方になるかと思っておりますので、飼い猫ではないということになると思っております。

ただ、その方も自分でこの猫は飼っているという、これとこれは私の猫なんですという方も多くいらっしゃいますので、これについてはよく話を聞きながらということになっております。

あともう一点、多頭飼育につきましては、自分で集めてしまう場合と、避妊・去勢をしないでどんどん増えてしまうということが大きな要因となっておりますけれども、それにつきましては飼い猫という認識で普段対応をさせていただいております。

（やまなし保育支援者派遣事業費補助金について）

菅野委員

子の8ページ、やまなし保育支援者派遣事業費補助金について伺います。繁忙時等における保育支援者の確保に対して助成するということですが、保育支援者とはどのような方なのか、資格があるのか、いないのか、そうしたことも含めて教えてください。

山本子育て政策課長 保育支援者とは資格を持っていない方でございます。保育に関心を持ってお手伝いしていただける方ということになります。

菅野委員

資格がない方ということですが、保育に関心がありお手伝いをしていただける方をそれぞれの保育事業所で確保した際に、この助成事業を使えるということでもよろしいでしょうか。

山本子育て政策課長 基本的には、施設で人材を見つけていただきます。民間の人材派遣会社などに人材の派遣を依頼する場合は、手数料がかかりますが、その手数料の部分について補助をする事業でございます。

菅野委員 一昨年できた保育士・保育所支援センターとの関係はどのように考えたらよいでしょうか。

山本子育て政策課長 資格を持っている方と持っていない方という分けになりますが、依頼があれば、そういった人材を見つけることはあると伺っております。

菅野委員 先ほど、人材派遣の関係の手数料という話がありましたが、人材派遣会社を活用しても、保育士・保育所支援センターを活用しても、どちらの場合でもよろしいということでしょうか。

山本子育て政策課長 保育士・保育所支援センターは手数料を取っておりません。民間の事業所では取ると聞いていますので、その部分について補助をするということです。

菅野委員 承知しました。保育支援者の一時的な確保ということですが、一時的とは、どのくらいの期間を想定されているのか伺います。

山本子育て政策課長 これからはっきりさせていきますが、一時的ということで、最長で1か月から2か月程度のスパンを考えております。

菅野委員 1、2か月と短期の一時的な確保ということですが、保育事業所等は慢性的な保育士不足ですので、子供たちの安全を守るためにも、正規の保育士を確保できるような支援策を期待したいと思います。

（プレコンセプションケア推進事業費について）

次に、子の14ページ、プレコンセプションケア推進事業費について伺います。妊娠に関する検査等含めて、妊娠・出産に向けての健康管理等を支援するという中身ではありますが、具体的にどのような方がこの事業に参加する想定なのか教えてください。

山本子育て政策課長 委員の御指摘のとおり、将来の妊娠・出産に備えた支援ということで、実は今年度も大学生を中心にプレコンセプションケアは実施しています。若い女性を基本に、将来、妊娠・出産を希望する方に、プレコンセプションケアの研修を受けていただき、自分の健康を振り返っていただき、かつ、希望する方には妊孕性を判定する検査を受けていただき、妊孕性が低いと判断された方については、まず、大学の先生のオンライン面談を受けていただき、今後のライフプランについて検討していただく事業になっております。

菅野委員 若い女性という話がありましたけれども、先ほど、大学生を対象に行ったということですが、学生か否か、働いているか否かなど、参加するに当たっての対象の制限はあるのでしょうか。

山本子育て政策課長 今年度実施したセミナーにつきましては、基本的に大学生を中心としましたが、来年度行う事業につきましては、基本的には働く女性ということで、企業に従事するまたは自営で働く女性を対象に行っていきたいと思っております。

菅野委員 承知しました。若くて、現在、仕事をしている女性が対象ということですが、先ほど、卵子凍結保存の助成事業のところでは、年齢的に妊娠が難しくなってくる方で、プレコンセプションケアの研修会を受講した方という話だったと思

いますが、そうすると、対象になる方の年齢の考え方が難しいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

山本子育て政策課長 大変難しい問題だと思いますが、プレコンと卵子凍結につきましては、年齢を合わせる形で実施したいと考えております。働く女性と言っても、例えば18歳から働き始めますので、そういった女性から、妊娠が難しくなるような年齢の女性まで含めて、検討をしていきたいと思っております。

菅野委員 何歳から何歳までという具体的な年齢は、今後、検討していくということでしょうか。

山本子育て政策課長 そのとおりです。

菅野委員 承知しました。

（訪問看護業務効率化システム普及促進事業費について）

あと1点、福の18ページ、訪問看護業務効率化システム普及促進事業費について伺います。業務効率化システムの普及に向けて、機器の展示や貸し出しを行うということですが、具体的な中身を教えてください。

清野健康長寿推進課長 この事業でございますが、今年度6月補正で、モデル事業の予算を計上させていただいたものの関連でございます。帳票訪問看護システムとは、訪問看護事業所が、訪問先の要介護者のバイタルデータ、体温や血圧などの受診記録や服薬情報をスマホ等の機器を活用し、取得するとともに、訪問看護記録を電子的に作成管理することによって、医療機関、関係機関等とデータ連携を図ることを目的としたシステムでございます。今年度、システム開発、また、システムを活用したモデル事業を実施して、活用上の課題等の研修を行っているところでございます。来年度につきましては、これを踏まえて、介護福祉総合支援センターにシステムの機器を展示するとともに、試験的に利用していただくための貸し出し等を行うと同時に、相談にも対応して、普及を図っていく事業でございます。

菅野委員 承知しました。現場の医療機関の看護職等から、こういった業務効率化システムは特定業務の拡大につながるのではないかとということや、便利になるかもしれないがどう使うのかが問題になってくるのではないかとという心配の声もあります。そういった所へはどのように対応していくのでしょうか。

清野健康長寿推進課長 本年度のモデル事業の中で、システムを使うに当たっての課題の把握もやっております、そうした様々な課題を踏まえた上で、今後の普及につなげていくことを考えております。

菅野委員 現場の職員の声などをしっかり聞き取りさせていただいて、よりよい医療活動につながるように御検討いただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第24号 令和6年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第31号 令和6年度山梨県国民健康保険特別会計予算

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※付託案件

※第4号 山梨県行政機関等の設置に関する条例等中改正等の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第14号 山梨県障害者幸住条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第15号 山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第16号 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例及び山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第20号 山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例廃止の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第41号 地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画の認可の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第42号 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第43号 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第44号 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第45号 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第5-4号 「保育士配置基準改善と大幅な賃金引き上げを求める意見書」の採択を求めることについて

意見

菅野委員

請願審査に賛成の立場で討論いたします。

保育士配置基準の改善を求める運動が全国に広がる中で、政府のこども・子育て支援加速化プランには、1歳児を除く配置基準の改正と処遇改善が明記されました。しかし、経過措置が設けられたことに対して、配置基準の改善が棚上げされかねないと懸念が広がっています。全ての年齢での基準改正を実現するためにも、配置基準改正の期限を明確にして、それまでに低賃金・長時間労働といった保育士の労働環境を抜本的に改善し、必要な保育士を計画的に確保していくことが求められます。子供たちが安心して育つという当たり前の権利を守るためにも、確実な配置基準の改正と、全産業平均と比べて約7万円も低い賃金の引上げが必要です。

以上の理由から、請願の採択を求めます。

中村副委員長

お願いします。今、菅野委員のほうから述べられた件ですけれども、私自身も子供は保育園等でお世話になった経緯もあって、非常に保育士の皆さんが大変だということは重々承知をしておるところですけれども、これに関しましては大筋採択すべきと承知はしておりますけれども、現在のところ継続審査をすべきではないかという考えであります。

このような状況の中で、保育士の処遇改善として賃金の引上げについて補助をとということですが、まだ国の財源が固まっていないような状況の中で、県が率先して進めるというところにつきましては、まだ様子を見たほうがいいというところで、検討すべきというような状況だと思われまます。

このような状況の中で、国の動向として、処遇改善については、改定価格に算定の基礎となる職員の人件費の引上げというところを考えた上で、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえてさらに進めていくこととされておりますので、こういったことを踏まえた上で継続審査ということが妥当だと考えております。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数で継続審査すべきものと決定した。

※請願第5-12号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」提出を求めることについて

意見

菅野委員

全国的な保険医団体の調査によりますと、昨年10月以降、少なくとも全国約5,200の医療機関でトラブルがあったことが明らかになっています。昨年末の政府による総点検後もトラブルは続いており、システム自体が不完全だと指摘をされています。マイナ保険証を利用することは医療現場において大きなリスクであり、健康保険証の廃止で医療現場は大混乱に陥るとされています。また、大規模災害が起きた際には、停電による通信インフラの遮断により、マイナ保険証を使うシステムの利用が困難になる可能性も指摘されています。医療機関で現在起きているトラブルを解決できたのは、今の健康保険証があるからです。保険証の廃止をやめ、国民と医療現場の声に従って健康保険証を存続させるべきです。

以上の理由から、請願の採択を求めます。

寺田委員

本請願について、意見を申し上げます。

マイナンバーとの紐付けに誤りのある事案が複数発生していることは承知しておりますけれども、現在、国ではマイナンバー情報総点検本部を設置し、デジタル庁を中心に関係省庁と連携して、政府全体で総点検と再発防止を強力に推進していると承知しています。

また、こういった手続上のミスというものは、アナログ・デジタルに問わず万全を期して、細心の注意を払っていただきたいというところは思いでありますけれども、こうした状況を踏まえ、今後の国の動向等を十分注意していくことが必要であることから、継続審査とすべきものと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第5号議案「山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件」について当委員会の所管に係る部分の説明が行われた。

質疑

（健康長寿やまなしプランについて）

菅野委員

まず、健康長寿やまなしプランのことでお聞きします。

先月、パブリックコメントの募集が終わっていますが、健康長寿やまなしプランの中で、介護職員の需給見込みが作成中とありましたけれども、いつ正式に発表されるのか伺います。

清野健康長寿推進課長 介護人材の需給推計につきましては、国から示される方向によって行うこととされておりますが、国から提供されることとなっております推計のためのツールの提供が大幅にずれ込んだため、県の推計作業に大幅な遅れが生じているところでございます。

現在、人材の推計値を盛り込んだ健康長寿やまなしプランの最終案の取りまとめを行っているところでございまして、今月開催いたします地域包括ケア推進会議にその内容も含めて諮ることとしております。

菅野委員 介護人材の確保と定着を考えていく上では、こうした数値は大変重要だと思いますので、国からの指導の関係もあるかと思っておりますけれども、できるだけ速やかに発表していただければと思っておりますが、あわせて、今回、今月末に提示されるものは、またインターネット上でも見られるような形になるということでしょうか。

清野健康長寿推進課長 地域包括ケア推進会議に提出いたします最終案につきましては公表をしておりますので、そちらのほうで御覧いただくことが可能です。ホームページに掲載はしないことになると思っておりますので、判明した時点で情報提供等をさせていただきますと思います。

（地域医療構想について）

菅野委員 地域医療構想について伺います。第8次の山梨県地域保健医療計画の案が示されておりますけれども、地域医療構想のベッドの削減といえますか、そういった状況について、このコロナ禍の中では一時、調整会議等も行われていなかったのかなと思うのですが、また最近、この会議等が行われている状況もあるようですので、そうしたことから現状はどのように進んでいるのか、それから当面、2025年の目標という数値が、現時点ではどの程度の病床数ということ想定されているのか、伺います。

若月医務課長 地域医療構想の進捗に関する御質問をいただきました。委員がおっしゃるとおり、コロナの影響で地域医療調整会議が開催できていませんでした。

今年度は4圏域全て開催をいたしまして、状況といたしますと、やはり高齢化の進展といえますか、そうしたものがかなり目の前に迫ってきているという様子がありまして、医療機関のほうでも、別途、急性期から回復期へ転換していくというような、そうした方針というものを聞いているところでございます。

地域医療構想の2025年の必要病床数ですが、約6,900床ということで、2022年の病床機能報告のときが7,600床でしたから、ここからさらに700近くの病床が削減といえますか、差があるというところだと考えております。

一方で、この2025年の病床数というものを、県が医療機関に押しつけるとか、そうしたものではありませんので、地域で必要なものと考えていただき、そして自主的に削減ないし、また転換にも取り組んでいただくというようなものでございます。現状はそうしたところでございますが、医療機関側もかなり進んできているような状況と考えているところでございます。

菅野委員 今のお話の中で確認をしたいのですが、病床を考えていく上で、回復

期は増やし、高度急性期や急性期を減らしていく。大きくは急性期を一番減らすという状況で、そこは間違いないでしょうか。

若月医務課長 県全体で見ますと、急性期の病床が多いと認識をしております。

菅野委員 そうしましたら、2025年をめどに6,900床ほどに調整をしていくという話ですので、2025年といっても来年になると思うのですけれども、今後、4圏域の調整会議で具体的な内容は詰めていくということで、計画としてはこのままの計画で進むという認識でよろしいですか。

若月医務課長 地域医療構想につきましては、2025年が終期になっております。一方で、この進捗の状況がどの程度まで進んでいるのかというのは、全国的にもいろいろな意見がありまして、また、高齢化というものが2025年で終わるわけではない。今度は2040年にかけて高齢者が増えていく。全体としては増えていく。地域別で見えていくと、高齢者自体が減少していくところもあれば、高齢者が増えていくところもある。そうした状況がございます。

そうしたこともありまして、国のほうでは、新たな地域医療構想の策定につきまして検討といいますか、そうした話が出てきております。

志村委員 すみません、1点だけ。今日午前中、聴覚障害の方がここで傍聴されて、手話通訳者を派遣していただいて、委員会の内容を御理解いただけたと思うのですけれども、先ほど、幸住条例の一部改正もありましたし、手話言語条例もできたというところで、情報保障という意味で、県としてもしっかりと聴覚障害のある方の、要するに聞こえない人と聞こえる人が情報を受け取る際にあまり格差がないようにしなければならないということで、その情報保障、あるいは合理的配慮ということをしていかなければならないということと、それから条例上、必要な財政措置を講ずるということがありまして、今回の場合は議会のほうで、もしかしたら手話通訳者さんの費用負担をしてあげるべきところと思うのですけれども、いろんな場面で必要性が出てきたときに、しっかり手話通訳者を当てられるような財政的な取組にも今後は少なくとも条例ができて、また1年経つという中で、県としても十分配慮していただきたいと思うのですけれども、所見があればお願いしたいと思います。

渡邊障害福祉課長 情報保障という観点で、手話通訳による意思疎通支援を行っていくことが重要であると考えております。通訳者の委嘱されている方、午前中に56人いらっしゃるということで、受講者を増やし、受験者を特に若い人に受講していただいて、手話通訳者を確保していきたいと考えております。

そして、派遣されたときの報酬につきましては、令和4年に報酬を一部上げたところでありまして、全国的に見ると高いところもありますけれども、平均よりは上回っているような状況になっています。引き続き、通訳の人材の確保ですとか、報酬についても他県の状況の研究等をしてまいりたいと思います。

志村委員 ぜひそちらのほうもお願いしますということと、ストレートに言ってしまおうと、ここの手話通訳者さんは議会事務局のほうで予算を取って、必要に応じて指名しないといけないと思いますけれども、それとあわせて、県のいろいろな会議等も含めて、手話通訳者さんを必要とするケースがあった場合にきちんと対応できるように、予算化も含めて対応をお願いしたいということですか。

渡邊障害福祉課長 手話通訳者の派遣に係る経費につきましては、例えば障害福祉課での会議、審議会などでは予算を計上しているわけでございますけれども、そういう聴覚障害のある方が参加者であるですとか、そういったことは十分考えられますので、そういう観点で庁内への周知などはしてまいりたいと思います。

その他 ・明3月6日午前10時に委員会を開き、教育委員会関係の審査を行うこととした。

以 上

教育厚生委員長 臼井 友基